

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-5-2
許認可等の種類	雇用管理改善計画の変更の認定			
根拠法令条例等・条項	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第9条第1項			
許認可等の概要	介護労働者雇用管理改善計画の変更認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (改善計画の変更等) 第9条 前条第一項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。 2 都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。</p> <p>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行令 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「法」という。)第八条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであること。 二 当該事業主が改善計画を達成する見込みが確実であること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			